

議案第52号

鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止する条例

次のとおり鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止する条例

鳥取県内水面利用調整委員会条例（平成15年鳥取県条例第55号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県公益認定等審議会	(1) 略	鳥取県公益認定等審議会	(1) 略
	(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項に規定する事項		(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項に規定する事項
略		鳥取県内水面利用調整委員会	鳥取県内水面利用調整委員会条例（平成15年鳥取県条例第55号）第2条に規定する事項
略		略	